

### Ⅲ 市町村連携

## 市 町 村 連 携 課

市町村連携課は、①広報普及啓発・保健医療情報の収集解析、②研修・教育、③地域保健医療推進プランの進行管理、④健康危機管理対策、⑤市町村等連絡調整、⑥受動喫煙防止対策を行っている。

### ① 広報普及啓発・保健医療情報の収集解析

「保健所ねっと」の発行やホームページ等による健康情報の発信を行った。また、圏域の人口動態、保健、医療等のデータを体系的にまとめた「保健医療福祉データ集」を作成し、関係機関に周知した。

### ② 研修・教育

当保健所及び圏域市の保健師を対象とした研修を実施したほか、医師、保健師及び歯科衛生士等学生の実習生指導、歯科医師の臨床研修などを実施した。

### ③ 地域保健医療推進プランの進行管理

市・関係機関・関係団体と連携し、地域保健医療推進プランの着実な実施に取り組むとともに、地域保健医療協議会においてプランの進行管理を行った。

### ④ 健康危機管理対策

新型コロナウイルス感染症対応の実績を踏まえ、新興感染症発生時の速やかな有事体制への切り替えや体制構築のための人材確保・育成、関係機関との連携等について策定した「健康危機対処計画（感染症編）」に基づき実践型訓練を実施した。

### ⑤ 市町村等連絡調整

地域保健連絡会等の開催や、災害対策等の強化を目的として圏域市との連携を図るとともに、「保健医療政策区市町村包括補助事業」について、市が地域の実情を踏まえたきめ細かな保健サービスに最大限活用できるよう、支援・調整を重ねた。

### ⑥ 受動喫煙防止対策

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に基づき都民からの苦情及び事業者からの相談対応を行った。また、飲食店の標識掲示確認を行う等、事業者への指導、助言を行った。

## 1 広報普及啓発

保健衛生知識の普及啓発を図るため、次の事業を実施した。

### (1) 健康情報の提供

保健所の情報発信機能強化を図るとともに、地域における保健・医療・福祉に関する情報を幅広く収集し、地域住民等に対して効果的・効率的に提供するため、健康安全情報誌「保健所ねっと」を発行した。

〔表Ⅲ-1-1〕「保健所ねっと」発行状況

| 発行月    | 内 容                                                                                                | 発行部数    |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 令和7年7月 | 第1号<br>・飲食店の喫煙に関する標識<br>・蚊の対策～たまり水をなくそう！／トコジラミ知っていますか？<br>・いつまでも健口を目指そう／患者の声相談窓口<br>・子どものことと体のモヤモヤ | 8,000 部 |
| 令和7年9月 | 第2号<br>・からだ気くばりメニュー店<br>・食べ残し持ち帰り／梅毒が急増<br>・かかりつけ薬剤師・薬局／STOP!! 薬物乱用<br>・骨髄バンクドナー登録会のお知らせ           | 8,000 部 |
| 令和8年2月 | 第3号<br>・ナッツ類のアレルギー<br>・スギ・ヒノキ花粉の飛散<br>・植えてはいけない「けし」<br>・結核はまだ身近な病気です                               | 8,000 部 |

### (2) ホームページ

所ホームページにより保健所の各種事業を紹介するとともに、令和7年度は講演会の案内を始め、「食べもの暦」を計3回、「食品衛生ミニ情報」を計2回、「感染症週報」を毎週掲載するなど、保健衛生情報等の提供を行った。

(URL) <https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/hokenjyo/tamafuchu>

### (3) 集客施設における保健衛生のPR活動

府中市に所在する東京競馬場及び調布市に所在する京王閣競輪場の協力により、場内の大型スクリーンを使用した保健衛生に関するPR放映を実施した。

〔表Ⅲ-1-2〕集客施設における保健衛生のPR活動状況

| 内 容          | 東京競馬場 | 京王閣競輪場    |
|--------------|-------|-----------|
| 蚊の発生防止強化月間   | 6月    |           |
| からだ気くばりメニュー店 | 10 月  | 9 月       |
| 結核予防普及啓発     | 10 月  | 9 月～10 月  |
| ピンクリボン運動     | 10 月  |           |
| 薬物乱用防止啓発     | 11 月  | 10 月～11 月 |
| HIV 検査普及啓発   | 2 月   | 11 月～12 月 |

## 2 情報公開

東京都では、都政の透明化を一層進めるため、昭和 60 年から公文書開示制度がスタートし、平成 12 年 1 月から「東京都情報公開条例」に基づく、公文書の開示を行っている。平成 29 年 7 月の条例改正により、手数料の見直しが行われたほか、電子申請サービスによる「公文書情報提供サービス」が開始された。

また、東京都保健所で保有する台帳に掲載されている施設の情報につき、平成 29 年 2 月からは食品関係営業台帳を、令和 7 年 4 月からは医療機関等、薬局等及び環境衛生施設の台帳を、オープンデータとして東京都公式ホームページにより公表している。

令和 7 年度の当保健所における情報公開利用状況は〔表Ⅲ-2-1〕のとおりである。

〔表Ⅲ-2-1〕 情報公開利用状況

| 区 分         | 件 数(※) | 内 訳       |     |
|-------------|--------|-----------|-----|
| 公文書開示請求     | 208    | 食品衛生関係    | 37  |
|             |        | 診療所等関係    | 80  |
|             |        | 薬事関係      | 32  |
|             |        | 環境衛生関係    | 59  |
|             |        | その他       | 0   |
| 公文書情報提供サービス | 108    | 食品衛生関係    | 2   |
|             |        | 診療所等関係    | 37  |
|             |        | 薬事関係      | 46  |
|             |        | 環境衛生関係    | 23  |
|             |        | その他       | 0   |
| 行 政 照 会     | 182    | 食品衛生関係    | 141 |
|             |        | 診療所等関係    | 22  |
|             |        | 薬事関係      | 10  |
|             |        | 理容・美容施設関係 | 8   |
|             |        | その他環境衛生関係 | 8   |
|             |        | その他       | 4   |

(※) 1 件の請求により複数文書を請求される場合があるため、件数と内訳の総和は必ずしも一致しない。

### 3 統計調査

保健衛生行政を促進するための企画及び実施上の指針として、また、行政効果を把握する重要な資料として、統計法等に基づき、次の調査を行った。

#### (1) 人口動態統計

管内の実施状況は〔表Ⅲ-3-1〕のとおりである。

〔表Ⅲ-3-1〕 調査実施状況

| 調 査 名  | 目 的                                                                        | 期 日 | 対 象  |
|--------|----------------------------------------------------------------------------|-----|------|
| 人口動態調査 | 毎月発生している出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の届出書から、人口動態事象を数理的に把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。 | 通年  | 管内6市 |

#### (2) 衛生統計調査

管内の実施状況は〔表Ⅲ-3-2〕のとおりである。

〔表Ⅲ-3-2〕 調査実施状況

| 調 査 名         | 目 的                                                                                                           | 期 日 | 対 象                      |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------|
| 医療施設動態調査      | 医療施設の分布及び整備の実態や診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。                                                                 | 通年  | 医療法に基づき、開設・廃止・変更等があった診療所 |
| 地域保健・健康増進事業報告 | 地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を、実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。 | 年度報 | 保健所及び管内6市                |

#### (3) 各種統計調査

厚生労働行政の基礎資料とするために、国民保健の実態を調査するもので、管内の実施状況は〔表Ⅲ-3-3〕のとおりである。

〔表Ⅲ-3-3〕 調査実施状況

| 調 査 名                   | 目 的                                                                                                     | 期 日           | 対 象        |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|------------|
| 国民生活基礎調査                | 保健、医療、福祉、年金等、国民生活の基礎的事項について、世帯面から総合的に把握し、厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。                                      | 令和7年<br>6月5日  | 17地区 920世帯 |
| 社会保障・人口問題基本調査(出生動向基本調査) | 結婚の過程並びに夫婦の子どもの生み方、育て方の変化について観測を続けるとともに、その変化の原因を解明し、あるいは結婚をしていない若者たちの結婚や家族に対する考え方や社会関係の実態を把握することを目的とする。 | 令和7年<br>6月30日 | 11地区 514世帯 |

#### **(4) 北多摩南部保健医療圏保健医療福祉データ集の作成**

「事業概要」に掲載していた「健康指標」を独立させ平成 17 年度から作成している。令和 7 年度は、圏域各市の概況や人口動態等は「北多摩南部保健医療圏の概要」、ライフステージに応じた保健対策は「保健医療対策」、心身障害者保健医療福祉や難病、感染症対策等は「地域ケアシステムの充実」として 3 部構成で作成し、当保健所のホームページに掲載した。

## 4 研修・教育

地域における保健衛生の広域的・専門的・技術的拠点として、保健医療福祉関係者や地域住民を対象に研修・衛生教育・実習生指導等を行い、公衆衛生の向上に努めている。

### (1) 研修・実習生等の受入れ

地域の保健医療等を担う人材の育成及び公衆衛生について理解のある保健医療関係者の人材の確保を図るため、大学等の依頼に基づき研修生や学生を受け入れ、保健所の事業説明や公衆衛生活動の実践指導を行った。

〔表Ⅲ-4-1〕 実習状況

| 対 象     | 病 院・学 校     | 実施回数 | 研修・実習延日数 | 指導実人数 | 指 導 内 容 等                                                                                                                               |
|---------|-------------|------|----------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 歯科医師    | 多摩総合医療センター  | 1    | 3 日間     | 1     | 保健所歯科保健業務について(講義)<br>歯科保健事業の見学                                                                                                          |
|         | ちやいんど中野歯科医院 |      |          | 2     |                                                                                                                                         |
| 医学部学生   | 杏林大学        | 1    | 3 日間     | 1     | 保健所と関係機関との連携について(講義)<br>公衆衛生医師の仕事について(講義)<br>結核対策(講義)、結核検診見学等                                                                           |
|         | 慶應義塾大学      | 1    | 1.5 日間   | 3     |                                                                                                                                         |
|         | 東京医科大学      | 1    | 2 日間     | 6     |                                                                                                                                         |
|         | 東京女子医科大学    | 1    | 1 日間     | 3     |                                                                                                                                         |
| 保健師学生   | 杏林大学        | 3    | 29 日間    | 7     | 保健所保健師業務について(講義)<br>保健所事業の見学、電話相談<br>地域診断等                                                                                              |
|         | 東京慈恵会医科大学   | 2    | 20 日間    | 4     |                                                                                                                                         |
| 管理栄養士学生 | 実践女子大学      | 4    | 22 日間    | 15    | 保健所の役割と公衆栄養業務について                                                                                                                       |
|         | 東京家政学院大学    | 6    | 33 日間    | 25    |                                                                                                                                         |
| 歯科衛生士学生 | 東邦歯科医療専門学校  | 1    | 1 日間     | 17    | 保健所って何だろう?<br>～歯科衛生士からみた公衆衛生～(講義)<br>地域保健・公衆衛生と保健所の役割(講義)<br>生活環境安全課の業務(講義)<br>地域における歯科保健活動(講義)<br>保健所における歯科衛生士の業務(講義)<br>症例検討(グループワーク) |

### (2) 衛生教育

地域住民が保健衛生に関する理解と関心を高め、健康で快適な日常生活が過ごせるよう、保健所では、すべての業務を通じて衛生教育活動を行っている。例えば、営業者に対しては、各種の監視員等による個別監視指導を通じて衛生教育を実施している。さらに、広く地域住民や保健医療福祉関係者等を対象とする講演会や講習会等の集団教育活動を行っている。

〔表Ⅲ-4-2〕 衛生教育実施状況

| 区 分     | 総 数 (※1) |              |
|---------|----------|--------------|
|         | 回 数      | 参加人数(延) (※2) |
| 令和6年度   | 101      | 4,631        |
| 令和7年度   | 105      | 4,637        |
| 感染症     | 4        | 203          |
| 精神      | 1        | 28           |
| 難病      | 1        | 27           |
| 栄養・健康増進 | 16       | 641          |
| 歯科      | 5        | 210          |
| 医事・薬事   | 1        | 28           |
| 食品      | 64       | 2,506        |
| 環境      | 12       | 835          |
| その他     | 1        | 159          |

※1 各課担当が実施する研修や講習会等と重複しているものもある。

※2 参加人数には市職員数も含めている。

### (3) 市町村等支援研修

地域保健医療推進プランを推進し、圏域の保健医療福祉水準の向上を図るため、人材育成の一つとして市及び圏域内の関係機関職員等に対する専門的かつ技術的な研修を企画・実施している。

災害対策研修については、令和6年度に各市を対象とした調査及びヒアリングを実施した結果、共通の課題として、発災後 72 時間以降の保健活動の具体化が挙げられた。このため、令和7年度は同課題への対応を目的として2回の研修を実施し、市における取組の推進を図った。

〔表Ⅲ-4-3〕 市町村等支援研修実施状況

| 実施日                     | 対 象 者                         | 参加数 | テーマ                  | 内 容 及 び 講 師                                                                                                    |
|-------------------------|-------------------------------|-----|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4月16日<br>5月26日<br>5月27日 | 圏域6市の健康・<br>防災主管課職員、<br>保健所職員 | 44名 | 健康危機<br>管理           | 内容:「健康危機管理と感染症基礎知識、防護服の着脱」<br>講義・防護服着脱訓練実技<br>講師:多摩府中保健所 職員                                                    |
| 6月6日                    | 圏域6市の健康・<br>防災主管課職員、<br>保健所職員 | 58名 | 災害対策                 | 内容:「円滑な災害時保健活動に向けた情報管理のトレーニング<br>情報管理の基盤 クロノロジーをマスターしよう!」<br>講義・演習・グループワーク<br>講師:日本赤十字看護大学 石田 千絵 教授            |
| 8月8日                    | 圏域6市の健康・<br>防災主管課職員、<br>保健所職員 | 54名 | 災害対策                 | 内容:「避難所における保健活動の具体化に向けて<br>発災 72 時間後の避難所を巡回してみよう」<br>講義・演習・グループワーク<br>講師:日本赤十字看護大学 石田 千絵 教授<br>小金井市福祉保健部健康課保健師 |
| 10月24日<br>1月9日          | 圏域6市、保健所の<br>中堅期保健師           | 16名 | 人材育成<br>(中堅期<br>保健師) | 内容:「みる・つなぐ・うごかすから～事業評価を深めよう～」<br>講義・グループワーク<br>講師:国際医療福祉大学大学院 茂木 りほ 准教授                                        |
| 1月6日                    | 圏域6市、保健所の<br>新任期保健師           | 26名 | 人材育成<br>(新任期<br>保健師) | 内容:「ケースメソッドで学ぶ対象理解と対人支援活動のチカラ」<br>講義・グループワーク<br>講師:杏林大学 大木 幸子 教授                                               |

## 5 地域保健医療推進プラン

### (1) 地域保健医療推進プラン

「東京都北多摩南部地域保健医療推進プラン」（以下「プラン」という。）は、北多摩南部保健医療圏（以下「圏域」という。）における総合的な保健医療計画として、平成 16 年 3 月に策定された。

プランは、圏域の様々な保健医療課題に対し、保健所・市・関係機関が取り組むべき施策を掲げ、「東京都保健医療計画」（以下「保健医療計画」という。）や「東京都健康推進プラン 21」等を踏まえ、改定を行ってきた。現行のプランは令和 6 年 9 月に改定し、計画期間は、関連計画と合わせ 6 年間（令和 6 年度～令和 11 年度）としている。なお、プランの位置づけと性格、進行管理については以下のとおりである。

#### ア 位置づけと性格

保健医療計画等の趣旨を踏まえ、圏域における保健医療の現状と課題を明らかにして取組目標を設定し、保健所、市、医療機関や医師会等の関係機関・団体等が住民参加を促進しながら、連携と協働を図り、圏域の保健医療を総合的に推進していくための包括的かつ社会的な計画である。

#### イ 進行管理

プランで掲げた取組について、進行管理や評価・検証を行うための指標を圏域独自に設定し、定期的に評価・検証を行う。

### (2) 北多摩南部地域保健医療協議会

プランの策定及び進行管理は、地域の行政機関、関係団体、学識経験者及び住民等の代表により構成される「北多摩南部地域保健医療協議会」（以下「協議会」という。）にて協議を行っている。

協議会の前身である「北多摩南部地域保健医療計画推進協議会」は、平成 6 年 11 月、東京都保健医療計画の地域計画である「北多摩南部地域保健医療計画」の推進組織として設置された。その後、地域保健医療計画から、より地域特性を踏まえた地域保健医療推進プランへ移行し、プランの推進を図る組織として、平成 15 年 7 月に「北多摩南部地域保健医療推進協議会」（以下「推進協議会」という。）に改組した。

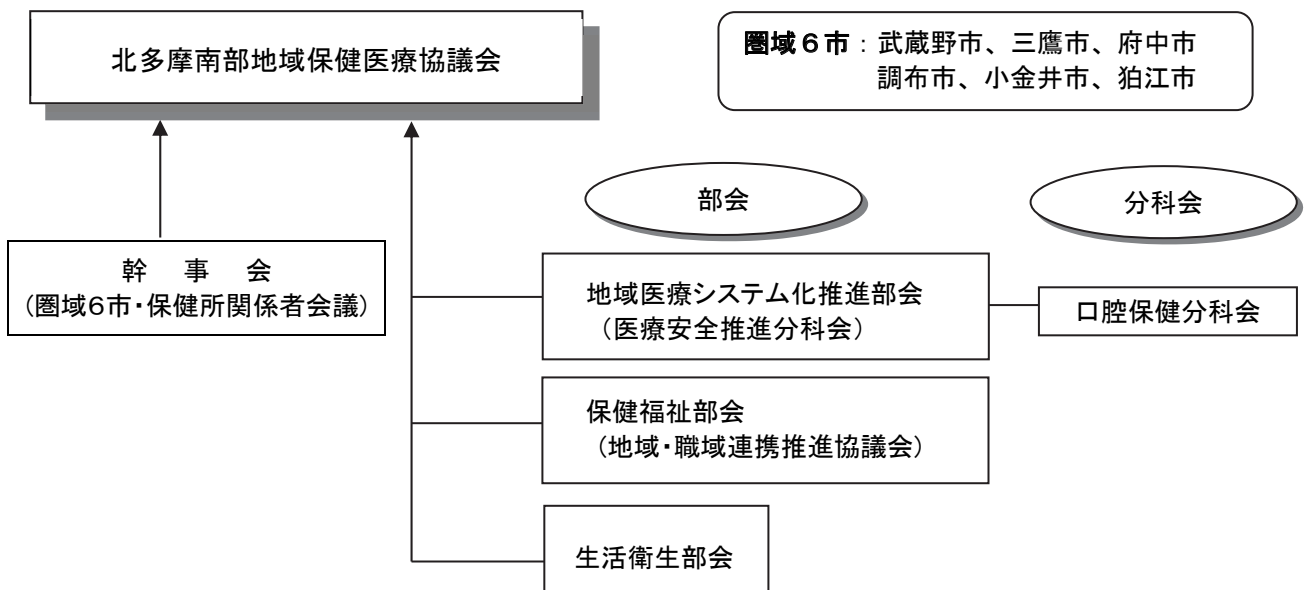
平成 16 年 4 月の都保健所の再編整備にあわせ、推進協議会と都の各保健所が設置する「保健所運営協議会」とを発展的に改組、統合し、現在の協議会に至っている。

会議体系図（40 ページ参照） 委員名簿（114 ページ参照）

〔表Ⅲ-5-1〕 会議実施状況

| 会 議 名                            | 開催期間   | 委員数 | 出席者数 | 開催方法            | 議 事 内 容                                                                                                                              |
|----------------------------------|--------|-----|------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 北多摩南部地域保健医療協議会                   | 10月22日 | 38名 | 33名  | WEB<br>集合<br>併用 | ・令和6年度各部会報告<br>・北多摩南部地域保健医療推進プラン 進行管理<br>・課題別地域保健医療推進プラン<br>・健康危機管理対策<br>・災害対策                                                       |
| 地域医療システム化<br>推進部会(医療安全推<br>進分科会) | 3月11日  | 19名 | 18名  | WEB<br>集合<br>併用 | ・北多摩南部地域保健医療推進プラン 進行管理<br>・医療連携推進事業<br>・医療安全支援対策事業<br>・口腔保健分科会報告<br>・健康危機管理対策<br>・災害対策                                               |
| 口腔保健分科会                          | 10月23日 | 19名 | 19名  | WEB<br>集合<br>併用 | ・圏域の歯科保健状況について<br>・災害時歯科保健医療活動ガイドラインについて                                                                                             |
| 保健福祉部会(地域・<br>職域連携推進協議会)         | 2月13日  | 15名 | 12名  | WEB<br>集合<br>併用 | ・北多摩南部地域保健医療推進プラン 進行管理<br>・感染症対策<br>・難病対策<br>・精神保健対策<br>・課題別地域保健医療推進プラン<br>・自殺対策<br>・地域・職域連携推進事業(地域・職域連携推進協議会)<br>・健康危機管理対策<br>・災害対策 |
| 生活衛生部会                           | 2月27日  | 12名 | 11名  | WEB<br>集合<br>併用 | ・北多摩南部地域保健医療推進プラン 進行管理<br>・薬事衛生対策<br>・環境衛生対策<br>・食品衛生対策<br>・保健栄養対策<br>・健康危機管理対策<br>・災害対策                                             |

## 会議体系図（令和7年度）



### (3) 課題別地域保健医療推進プラン

地域保健医療推進プランを達成するための具体的な行動計画として、「課題別地域保健医療推進プラン」を策定し、地域保健医療推進プランの着実な推進を図っている。令和7年度は以下の事業を策定し、取り組んだ。

#### (3)-1 制度や年齢の垣根を超えたネットワークによる、ひきこもり支援の実現～支援ネットワークの課題整理のプロセスから連携ツール開発までのモデル的取組～

##### ① 背景

『ひきこもり』に係る各種制度や支援機関の活動分野は、教育、青少年対策、生活福祉（自立支援）、障害福祉等、多岐にわたり、その支援も混在している。

保健所が支援しているひきこもり事例は、複合的な課題を抱えており、医療や各種制度の狭間に陥りやすい。また、自立や社会生活の実現を目指した目標設定についても個別性があるとともに、ひきこもりの様態が多様であるため、対象者に適した支援機関につながる事が難しい状況である。

さらに、多分野にわたる各種支援機関の機能や役割が十分に把握されていないことから、個別支援対象者に応じた連携先につなぐための地域資源情報が求められている。加えて、地域においては、ひきこもり支援に関する市全体の課題を共有する機会が不足しているという声もある。

このため、ひきこもり者が個々の状況に応じた支援を受け、地域でその人らしい生活を送ることができるよう、官民の枠を超えた支援機関による取組や課題を共有し、ネットワークの構築を推進した。

##### ② 事業の目標

ア 市との連携により、支援機関の相互理解を図る（市を中心とした連携体制づくり）。

イ ひきこもり者が適切な支援機関につながり、支援機関間の有機的な連携により、オーダーメイド型支援（個別ニーズに応じたサービス）を受けられるようにする（相談機関間の連携促進・情報発信）。

ウ モデル市の取組を圏域内で共有することで、市を主体とした、その実情に応じたネットワークの展開につなげる。

##### ③ 事業の内容

###### 【全体の概要】

- ・管内2市をモデル市とし、市の実情に応じたネットワークの構築及び取組の推進を支援する。
- ・モデル市での取組を参考に、他市におけるネットワーク構築に向けた要点を整理した冊子を作成するとともに、保健所ホームページをリニューアルし、情報発信を強化する。
- ・圏域ネットワーク会議において、2年間の取組成果の共有及び意見交換を行うとともに、冊子等の活用促進を図る。

###### 【令和6年度の実施内容】

ア モデルX市との取組

- ・ワーキンググループの開催（2回）
- ・実態調査の実施
- ・ネットワーク会議の開催（3回）

## 【令和7年度の実施内容】

### ア モデルX市との取組

- ・ネットワーク会議の開催（1回）

### イ モデルY市との取組

- ・ワーキンググループの開催（5回）
- ・実態調査への協力
- ・市主催ネットワーク会議への出席（1回）

### ウ 圏域ネットワーク会議の開催（1回）

- ・モデル2市からの取組報告
- ・ネットワークに焦点を当てた市の現状と課題の共有及び意見交換

### エ ネットワーク推進のための冊子作成及び実際に使用したツールのデジタル配布

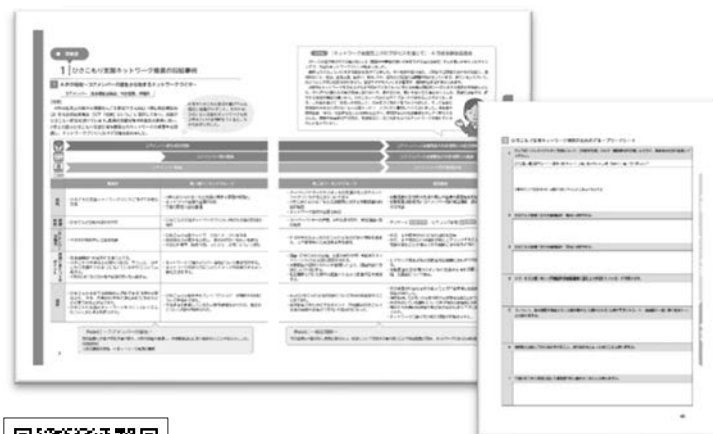
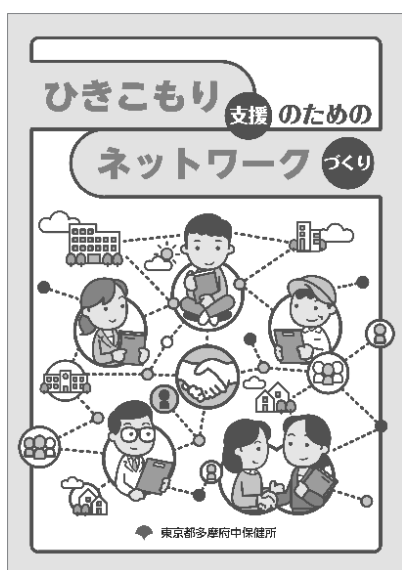
### オ 市町村連携課と連携して保健所ホームページのリニューアル



モデル市でのネットワーク会議の様子



圏域のネットワーク会議の様子



【ひきこもり支援のためのネットワークづくり】

資料編：使用したツールの紹介

## ④ 評価

モデル市においては、ネットワーク構築に取り組むコアメンバーの形成及び再形成が進み、支援機関間の相互理解が深化した。また、圏域ネットワーク会議では、モデル市の取組報告に加え、官民を越えた多機関で意見交換を行ったことにより、市ごとにネットワーク形成の経緯や参加機関が異なることが明らかとなった。基礎自治体を越えた連携は、当事者への支援の選択肢の拡充につながるものであり、その意義が支援機関間で共有された。

今後は、作成した冊子の活用に加え、圏域のひきこもり支援機関を対象とした講演会を開催するなど、管内6市の実情に即したネットワークの推進を図る。また、支援機関が自機関の強みを活かした支援や伴走型支援を実践することで、個別性に応じた効果的な支援及びネットワークの在り方について検討を進める。さらに、事例の蓄積と圏域内での共有を通じて、各市の実情に応じたネットワークの展開につなげていく。

## 6 市町村等連絡調整

### (1) 地域保健医療に係る市への支援に関すること

地域保健連絡会等の各連絡会開催、災害対策における連携強化を目的とした各市訪問等を通じて、各種事業の取組や課題などについて情報共有・情報交換等を行っている。各市からの問合せや相談等に、関連する最新情報の提供等、迅速な対応に努めている。

〔表Ⅲ-6-1〕 管内6市との会議等の実施状況

| 会 議 名   | 実施回数 | 内 容                  |
|---------|------|----------------------|
| 地域保健連絡会 | 4    | 管内6市の保健衛生主管課長等との情報交換 |

### (2) 保健医療政策区市町村包括補助事業に関すること

身近な地域医療・保健の実施主体である区市町村が、地域の実情等を踏まえたきめ細かい医療・保健サービスを展開するため、主体的に実施する保健医療分野にわたる事業に対し支援を行い、保健医療サービスの向上を図ることを目的とするものである。

補助対象事業は、先駆的事业・選択事業・一般事業に区分され、各事業の補助率は、先駆的事业は10分の10、選択事業は2分の1、一般事業はポイント制となっている。

ア 先駆的事业 保健医療分野の新たな課題に取り組む試行的事業で、都が例示するもののほか、区市町村の創意工夫によるもの。

イ 選択事業 都が目指す保健医療政策の実現を図るために列挙する事業から、区市町村が選択して実施するもの。また、区市町村が地域の特性を踏まえ、保健医療分野において独自に企画して実施するもの。

ウ 一般事業 市町村が地域の特性に応じて自主的に取り組む次の事業

(ア) 初期救急事業 (イ) 保健医療サービスの充実に資する事業

〔表Ⅲ-6-2〕 保健医療政策区市町村包括補助事業実績（令和7年度）

| 市 町 村 名 | 先駆的事业 | 選択事業 | 一般事業 | 計   |
|---------|-------|------|------|-----|
| 武蔵野市    | -     | 17   | 2    | 19  |
| 三鷹市     | -     | 17   | 3    | 20  |
| 府中市     | 1     | 16   | 2    | 19  |
| 調布市     | -     | 21   | 3    | 24  |
| 小金井市    | -     | 19   | 3    | 22  |
| 狛江市     | 1     | 14   | 3    | 18  |
| 計       | 2     | 104  | 16   | 122 |

### (3) 市の地域保健医療に係る計画の策定支援に関すること

圏域各市の各種委員会、協議会等への職員の派遣調整

## 7 健康危機管理

感染症、食中毒、毒物劇物、飲料水、医薬品その他何らかの原因により生じる都民の生命と健康の安全を脅かす健康危機が発生した場合に、迅速かつ適切な対応により健康被害の拡大を防止するため、平時より関係機関との連携構築を図っている。

### (1) 健康危機管理対策

#### ① 背景

都は、原因ごとの個別マニュアル等では対応できない原因不明の健康危機の発生に備え、平成 11 年に「東京都衛生局健康危機管理対策基本方針」、平成 12 年に「健康危機管理マニュアル」（平成 25 年 3 月改定）を作成するとともに、平成 13 年 9 月にアメリカで起きたテロ事件を契機に、平成 16 年 3 月に「東京都NBC災害対処マニュアル」を作成した。

#### ② 新型コロナウイルス感染症対応

令和元年 12 月、中華人民共和国の湖北省武漢市で肺炎患者の集団発生が報告され、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染は世界に拡大した。

令和 2 年以降、新型コロナの全国的な感染拡大に伴う対応に当たっては、感染拡大のたびに各保健所の業務がひっ迫したこと等の課題が生じた。こうした課題を踏まえ、令和 4 年 12 月に感染症法及び地域保健法が改正され、都道府県等の感染症予防計画に保健所体制についての項目を設けること等の措置が講じられるとともに、令和 5 年 3 月に「地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年厚生省告示第 374 号）」が改正され、都道府県における感染症予防計画等を踏まえ、各保健所において健康危機対処計画を策定することとされた。

都は、近年の国内外の感染症の発生動向や法改正等に的確に対応するとともに、都が関係機関と連携した新型コロナへの対応で培った知見や経験を踏まえ、感染症危機管理体制の強化等を図り、未知の感染症にも揺るがない都市を実現するため、令和 6 年 3 月に東京都感染症予防計画（以下「予防計画」という。）を改定した。

今後の都保健所体制については、次に新興感染症が発生した際、都保健所が地域保健の広域的・専門的・技術的拠点としての役割・機能を果たすために必要な組織体制や業務のあり方等の検討を行うことを目的として、令和 4 年 11 月に「感染症対応を踏まえた都保健所のあり方検討会」が設置され、検討が行われた。都は令和 6 年 1 月に「都保健所の体制・機能の強化について」を公表し、今後の都保健所の体制・機能について、新興感染症発生を見据えた平時からの備え及び市町村等関係機関との連携強化等の方針を示し、令和 6 年度に島しょ保健所を除く都保健所に市町村連携課が新設されるとともに、今後の新興感染症の発生を見据え、健康危機管理対応能力を含めた専門的知識・技術を備えた保健師の育成及び市町村と都保健所相互の業務理解並びに顔の見える関係の構築等を目的として、令和 6 年度より、都保健所と市町村との人事交流（派遣研修）が開始された。

#### ③ 取組

##### ア 北多摩南部健康危機管理対策協議会に関すること

平常時から関係機関と連携し、危機発生時に速やかに対応できる体制を構築するため、平成 16 年度に「北多摩南部健康危機管理対策協議会」を設置した。住民や地域に健康被害が及ぶ恐れがある様々な健康危機を未然に防止すること、さらに、発生した場合に権限と責任の異なる

関係団体が連携して被害を最小限に食い止めることを目的に、「北多摩南部健康危機管理計画」（平成 17 年 3 月）及び「健康危機管理マニュアル」（平成 14 年 11 月）を平成 19 年 3 月に改訂した。

令和 5 年度には、本協議会を活用して「多摩府中保健所健康危機対処計画（感染症編）」（以下「対処計画」という。）を策定するとともに、令和 6 年度には、本協議会の部会として、対処計画に定める実践型訓練及び感染症人材育成の実施内容に関する専門事項を協議する「健康危機対処計画（感染症編）推進部会」（以下「部会」という。）を設置した。

#### イ 多摩府中保健所健康危機対処計画（感染症編）に関すること

令和 6 年 3 月に改正された予防計画では、保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、地域における感染症情報の収集・分析、関係機関等による感染症対策の支援、医療機関や医師会等関係団体との連絡調整等、感染症の発生予防等のための事前対応型の取組を推進することとされている。また、感染症の発生時には、疫学調査による原因究明や防疫措置の実施等により感染拡大防止を図るとともに、状況に応じた住民への情報提供、保健指導を行い、住民からの相談に幅広く応じるなど、地域における感染症危機管理の拠点として総合的に対応することとされている。

このような予防計画における保健所の役割を担うため、地域の特性や実情を踏まえて、新型コロナウイルス対応の実績等を踏まえ、新興感染症発生時の速やかな有事体制への切り替えや体制構築のための人材確保・育成、関係機関との連携等を盛り込み、対処計画を令和 6 年 3 月に策定した。

対処計画は、部会を活用し新興感染症発生時対応のための実践型訓練の企画・立案を行い、終了後の効果検証を受け、本計画の見直しを毎年度行うことにより実効性を担保することとしている。令和 8 年 3 月には、令和 7 年 11 月に実施した実践型訓練の検証結果を踏まえ、保健所対策本部の設置時期等に係る改定を行った。

## (2) 新型インフルエンザ等対策

### ① 背景

平成 25 年 4 月に、行動計画の策定や緊急事態における行政の措置等を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）が施行され、同年 6 月、特措法に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）が策定された。

都は、既に策定してきた「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」（平成 17 年 2 月）、「新型インフルエンザ対応マニュアル」（平成 19 年 3 月）及び「都政の B C P（新型インフルエンザ編）」（平成 22 年 3 月）を一本化し、特措法第 7 条に基づき、平成 25 年 11 月に「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「都行動計画」という。）を策定した。平成 28 年 8 月に策定された「東京都新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン」（以下「都ガイドライン」という。）は、平成 23 年 4 月策定の「新型インフルエンザ保健医療体制ガイドライン」をベースとしながらも、都行動計画及び国ガイドラインを踏まえ、保健医療に関する具体的な取組が規定されており、国の備蓄方針の見直しに伴い令和 5 年 3 月に改定されている。

国においては、新型コロナウイルス対応の経験やその間に行われた関係法令の整備等を踏まえ、令和 6 年 7 月に政府行動計画の抜本改正が行われ、それに合わせ国ガイドラインは同年 8 月に「新型イ

ンフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン」として政府行動計画に沿って新たに作成された。

## ② 取組

### ア 北多摩南部新型インフルエンザ等感染症地域医療体制ブロック協議会に関すること

新型インフルエンザ等の大流行に際し、健康被害を最小限に抑えるために、地域医療体制の整備を促進することを目的として、平成 20 年度に市、感染症指定医療機関、地区医師会、その他関係機関による「北多摩南部新型インフルエンザ等感染症地域医療体制ブロック協議会」を設置した。

平成 21 年 4 月に発生した新型インフルエンザ（A／H 1 N 1）への対応においては、本協議会を活用し、圏域各市や関係機関等との緊密な連携により対策に取り組んだ。

なお、本協議会は平成 25 年度から、「北多摩南部健康危機管理対策協議会」を兼ねて、開催・運営している。

コロナ禍の令和 4 年度までは、当時感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に位置付けられていた新型コロナについて、関係機関との連絡会を定期的実施していたが、令和 5 年 5 月 8 日からの新型コロナの 5 類感染症への移行を踏まえ、新型インフルエンザ等発生時における円滑な連携及び情報共有等を促進することを目的に、令和 5 年 3 月に「北多摩南部新型インフルエンザ等感染症に係る連絡会」を設置した。

### イ 多摩府中ブロックにおける新型インフルエンザ等感染症地域医療確保計画に関すること

平成 23 年 4 月に策定された「新型インフルエンザ保健医療体制ガイドライン」を踏まえ、平成 24 年 3 月に多摩府中ブロック（北多摩南部保健医療圏の 6 市により構成されるブロック）における「新型インフルエンザ等感染症地域医療確保計画」（以下「医療確保計画」という。）を策定し、新型インフルエンザ発生時の地域医療体制の整備に向け、基本的な方向性を示した。その後、都ガイドライン策定等の動きを受け、平成 29 年 2 月に多摩府中ブロックにおける医療確保計画を改定した。

〔表Ⅲ-7-1〕 健康危機管理対策関係会議等 実施状況

| 項 目                                                     | 実施回数 | 内 容                                                                               |
|---------------------------------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 北多摩南部健康危機管理対策協議会<br>（兼 北多摩南部新型インフルエンザ等感染症地域医療体制ブロック協議会） | 1    | ・多摩府中保健所（北多摩南部地域）健康危機管理体制<br>・新興感染症発生時対応訓練結果を踏まえた「保健所健康危機対処計画」改定                  |
| 北多摩南部健康危機管理対策協議会<br>健康危機対処計画（感染症編）推進部会                  | 2    | 【第1回】<br>・新興感染症発生時対応訓練案<br>【第2回】<br>・新興感染症発生時対応訓練実施結果<br>・令和8年度以降新興感染症発生時対応訓練の方向性 |

〔表Ⅲ-7-2〕 健康危機管理対策関係研修等 実施状況

| 項 目          | 実施回数 | 内 容                                                   |
|--------------|------|-------------------------------------------------------|
| 防護服着脱訓練      | 3    | 感染症に関する講義・防護服の着脱実技<br>対象:保健所職員等(43名参加)、市職員(22名参加)     |
| 新興感染症発生時対応訓練 | 1    | ・「多摩府中保健所健康危機対処計画(感染症編)」に基づ<br>く、コロナウイルス発生に係る実践型訓練の実施 |

〔表Ⅲ-7-3〕 保健師派遣研修 実施状況

| 項 目          | 内 容                                      |
|--------------|------------------------------------------|
| 市から保健所への派遣研修 | ＜短期派遣＞府中市(5月～7月)及び三鷹市(10月～11月)からの派遣者の受入れ |

## 8 補助金審査

保健所では、市町村が実施する各種保健事業に対する補助金等事務の窓口として、書類受理、審査、副申等の事務を行っている。

この事務を通して得られる地域の保健情報を活用して、地域の保健サービス水準の一層の向上を図るための支援を行い、市町村と保健所との連携の強化を目指している。

令和7年度に審査事務を行った補助金は以下のとおりである。

〔表Ⅲ-8〕 補助金審査状況

| 補 助 金 等                          | 件数 | 申 請 者                     |
|----------------------------------|----|---------------------------|
| 保健医療政策区市町村包括補助事業                 | 6  | 武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市 |
| 健康増進法等による健康増進事業に係る都補助金<br>(法定事業) | 6  | 武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市 |
| 予防接種健康被害者救済措置都負担金等               | 6  | 武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市 |

## 9 受動喫煙防止対策

受動喫煙は肺がんや虚血性心疾患等、様々な疾患と関連することが明らかとなっている。自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的として、令和2年4月1日、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が全面施行された。

### (1) 普及啓発

受動喫煙防止対策や改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に関して、以下のとおり普及啓発を行った。

〔表Ⅲ-9-1〕普及啓発の取組状況（令和7年度）

| 啓発機会   | 内 容                                                                                                                                                                            |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業者周知  | ・保健所許可申請時等に個別周知<br>・保健所窓口において、標識シールを希望者に配布<br>・啓発ちらしを作成し、保健所所管事業者に対して随時配布<br>・飲食店の標識掲示確認を実施(1,277 件)<br>・飲食店向け普及啓発用リーフレットを作成<br>・強化キャンペーンによる飲食店(喫煙可能店、喫煙目的店)の実態調査及び啓発を実施(11 件) |
| 都民向け広報 | ・保健所1階にある大型モニターで動画放映<br>・保健所ホームページにたばこ健康についての記事掲載                                                                                                                              |

### (2) 相談等の対応

受動喫煙防止対策について、相談に対応するほか、通報や情報提供等に対し、助言・指導を行っている。

〔表Ⅲ-9-2〕相談件数

| 年度    | 総数  |           |
|-------|-----|-----------|
|       |     | (再掲)通報等件数 |
| 令和7年度 | 111 | 28        |

### (3) 喫煙可能室設置施設の届出

従業員のいない既存特定飲食提供施設からの、喫煙可能室設置に関する届出受理を行っている。

〔表Ⅲ-9-3〕喫煙可能室設置施設の届出受理件数

| 年度    | 総数 | 内 訳  |     |     |     |      |     |
|-------|----|------|-----|-----|-----|------|-----|
|       |    | 武蔵野市 | 三鷹市 | 府中市 | 調布市 | 小金井市 | 狛江市 |
| 令和7年度 | 12 | 5    | 2   | 4   | 1   | -    | -   |